



新 清 審 第 2 号

平成25年8月28日

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市清掃審議会

副会長 松原 幸夫



ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の額について（答申）

平成25年7月31日付け、新廃政第254号により諮問のあり
ました標題の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論
を得たので答申いたします。

ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について

答 申 書

平成 2 5 年 8 月 2 8 日

新 潟 市 清 掃 審 議 会

答申について

当審議会に諮問がありました、「ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定」について、慎重に審議した結果、諮問事項を理解し、当審議会は下記のとおり答申します。

記

諮問のあった、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料については、現行維持と認める。